

東京都環境審議会企画政策部会（第41回） 速記録

（午後2時00分開会）

○三浦環境政策課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第41回「企画政策部会」を開会いたします。委員の皆様には、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を務めております、私、環境局総務部環境政策課長、三浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、部会の定足数を確認いたします。ただいま御出席の委員は10名で、部会委員総数14名の過半数に達しており、審議会規則による定足数を満たしていることを御報告いたします。

会議の開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。本日の企画政策部会は、ウェブ会議で行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承ください。発言者以外の委員の方は、会議中はビデオ及びマイクをオフにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。御発言いただく際はビデオ及びマイクをオンにし、お名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。

資料につきましては、会議次第のとおりです。事前にデータを送付させていただいておりますが、説明に合わせまして画面にも表示させていただきます。

なお、本日は建築物に係る内容を扱う関係で、環境局職員のほかに、建築物に係る政策を所管する都市整備局・住宅政策本部の職員も出席しておりますので、御紹介させていただきます。

まず、都市整備局都市づくり政策部、武山政策調整担当課長です。

次に、都市整備局市街地建築部、栗原建築企画課長です。

住宅政策本部住宅企画部、堀澤企画担当課長です。

審議会運営要領第4条第5項に基づきまして、本議事の関係職員として出席しております。

それでは、これからの議事につきまして、高村部会長にお願いしたいと存じます。

高村部会長、よろしくお願ひいたします。

○高村部会長 ありがとうございます。

皆様、大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、本日の議事であります、政策の方向性について（気候変動・エネルギー分野②）の審議に入らせていただきたいと思います。

事務局から資料1の御説明をお願いできますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○三浦環境政策課長 それでは私から、資料1にて、前々回、再生可能エネルギー関連の審議をいただいた第39回企画政策部会の主な御意見について説明したいと思います。

まず、気候変動対策全般について御意見をいただいております。

2050年を見据え、非電力分野を含めたあらゆる手段を講じる必要がある。2030年までの非電力分野のトランジションの視点について計画に盛り込むべき。また、これまでのボランティアやインセンティブだけではなく、税制、規制や義務化等のディスインセンティブが重要ではないか。あるいは、都市部や多摩エリアなど東京の多様性も踏まえた取組が重要。島嶼地域は、防災上もエネルギーの地産地消が重要。また、スマートエネルギーネットワークの取組、エネルギーの融通、エネルギーシェアリング、それから投資、ファンドの視点もいただいております。

次に、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化につきましては、温ガスの大幅削減に向け時間がない中で、政策シグナルとして段階的に強化していく方向性を打ち出すことが大事。また、より踏み込んだ対策により、供給側や産業界にも大きな変化をもたらす可能性。さらには、再エネ転換や電化の方向性の中で、今のままでの業態ではビジネスが難しくなる業種への対応などの御意見もいただいております。また、レジリエンスの観点からも、近隣自治体との連携で供給量を増やしていくことが重要。再エネ供給の不安定さに対し、蓄電池に加えて、いかにデマンドサイドのマネジメントをしていくのかという視点。都外からの再エネ調達には、生物多様性や災害などの観点も含め、本当によい再エネなのかよく吟味する。信

頼性の高いトラッキングシステムの仕組みや再エネのラベリングなどの視点。都民へのデータなどの見える化、コミュニケーションデザインを考えていくことが重要との御意見をいただいております。それから、都有施設等への再エネ導入や炭素税に関する御意見もいただいております。

次に、建築物対策としても御意見をいただいております。

2030年に向けて、これから作るインフラ、今あるインフラをどうしていくか、意識的に対策を取る必要がある。2050年カーボンニュートラルに統合的な住宅建築物にしなければ、結果的に難しい既築対策となるため、都として追加的な対応・強化ができないか。また、既築の建物では、再エネ利用を喚起していく必要、再エネを使うだけではなく、木造や断熱など、様々な建物に対する要求項目を厳しく問うていく必要がある。2050年に向けて、建物のライフサイクルCO2もにらみながら目標値を上げていくことが必要。そして、キャップ&トレード制度の全体の制度設計、中小の温暖化対策報告書制度について、さらに木材、木造建築の位置づけについても御意見をいただいております。

そのほかの分野についても御意見がございました。

生物多様性については、Nature-based Solutionsの観点について。都市インフラとしましては、自転車利用に関する御意見もいただいております。また、消費ベースCO2やグリーン・ファイナンスについても、御覧のとおり御意見をいただいているところでございます。

こちらの御説明は以上になります。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、本日のテーマですけれども、建築物関係の説明をお願いいたします。

まず、環境局が実施している取組以外の建築物に関する政策を担当いただいている都市整備局、住宅政策本部からそれぞれ資料2、資料3の御説明をお願いいたします。

その後、環境局から資料4についてお願いしたいと思います。

それでは、都市整備局、住宅政策本部からお願いできますでしょうか。

○武山政策調整担当課長 都市整備局政策調整担当課長の武山です。

資料2-1、都市開発諸制度の概要についてでございます。

都では、都市開発諸制度を活用し、優良な都市開発を推進してございます。

本日、制度の概要について、環境対策を中心に御説明をさせていただきます。

まず、都市開発諸制度は、公開空地の整備などの公共的な貢献を行う良好な建築計画について、容積率を緩和する制度で、資料の右上のほうに図がございますが、再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区、総合設計の4つの制度を総じて呼んでございます。

都では、政策誘導型都市づくりを戦略的に進めるため、4つの制度を活用するに当たっての共通ルールとして、2003年に「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」を策定しております。現行の活用方針は、2019年2月に都市計画審議会で答申をいただきました、東京における土地利用に関する基本方針についての内容を踏まえまして、都の政策課題等に応じて改定を行っております。

制度の概要についてでございますが、本制度による容積率の緩和に当たっては、公開空地の整備だけでなく、質の高い住宅や子育て支援施設など、通常の計画では導入されにくい施設の整備や、周辺市街地の環境向上に資する取組についても評価対象としてございます。また、緩和した容積率の一定割合以上を文化や交流施設、商業施設など、地域の魅力向上に資する育成用途の導入を義務づけてございます。

続きまして、都市開発諸制度の適用エリアである拠点の位置図でございます。

それぞれの拠点等の位置づけに応じまして、割増容積率の限度や育成用途の割合を定めてございます。

続きまして、割増容積率の評価対象の義務基準についてでございます。

まず、建築物の環境性能についてでございますが、建築物の断熱性能や設備の省エネルギー性能につきまして、一定の水準以上とすることを義務づけてございます。例えば、非住宅の用途の建築物につきましては、断熱性能を表す指標であるPAL\*（パルスター）の低減率を10%以上とすること、設備の省エネルギー性能低減率を示します指標であるERRを20%以上とすることとしてございます。また、延べ面積1万平米以上の建築物は、努力義務としまして、義務基準より高い環境性能を確保するように誘導しております。

次に、各拠点地区をエネルギーの面的利用推進エリアとして、地域冷暖房、コージェネレーションシステムや再生可能エネルギーの導入等について検討を義務づけ、整備を誘導してございます。

次に、電気自動車の充電設備についてですが、開発に合わせて駐車場を整備する場合は、用途に応じまして充電設備を設置することを義務づけてございます。例えば、商業施設やホテルなどの不特定多数の方が利用する施設につきましては急速充電設備を、共同住宅や事務所などの特定の方が利用する施設につきましては、普通充電設備を設置することとしてございます。

次に、みどりの保全・創出を促進するものでございます。

開発区域内では、緑化率の向上を図るため、緑化率に応じまして割増容積率を増減してございます。また、開発区域外での公園や緑地整備などにつきましても、民間開発を効果的に誘導して東京のみどりを保全・創出するため、容積率割増の評価対象としてございます。

このように、本制度の活用によりまして、市街地環境の向上に寄与するなどの良好な都市開発の誘導を図ってまいります。

制度の概要については以上でございます。

○栗原建築企画課長 続きまして、都市整備局市街地建築部で建築企画課長を務めております、栗原でございます。よろしくお願いいたします。

都市整備局市街地建築部では、建築基準法に基づく建築確認業務を所管しております、建築物省エネ法に規定されております、建築物のエネルギー消費性能基準の適合義務となります建築物の審査に関して、建築基準法の建築基準関係規定に位置づけられておりますので、建築確認審査の対象とさせていただきます。

今回、建築物省エネ法を中心とした国の動きにつきまして、御説明をさせていただきます。

まず、資料2-2の1ページ目でございます。

国における住宅・建築物に係る省エネ対策の経緯といたしまして、建築物省エネ法の動きを中心にまとめさせていただきました。

平成27年の社会資本整備審議会の答申から法律の制定、令和元年の法律の改正、さらには昨年の国会でのカーボンニュートラル宣言から、国土交通省、経済産業省、環境省によります「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」の発足、さらに検討会を経て取りまとめられました省エネ対策等のあり方・進め方の公表まで、こちらを一連の流れで示させていただきます。

続きまして、2ページ目、令和元年度建築物省エネ法の改正の概要でございます。

令和元年の法改正を受けまして、省エネ基準適合義務の対象が中規模建築物へ拡大されました。建築確認手続きにおけます審査と連動するということになっております。また、小規模住宅・建築物につきましては、建築主に対し、性能に関する情報、基準適合に必要な措置の内容等に関して、建築士に説明する義務が課されることとなりました。これらは本年4月より施行されております。

そのほか、単棟、いわゆる1棟の住宅・建築物だけでなく、複数の建物の省エネ性能の向上に資する部分に相当いたします床面積の部分、例えば具体的には省エネ設備、コージェネレーションシステムなどが考えられるかと思いますが、このような床の部分につきまして容

積率不算入とできるようになるということも今回改正されております。また、条例で省エネ基準の強化ができるようにもなっております。

続きまして、3ページ目でございます。

1ページ目でお話いたしました、先月8月23日に公表されました「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」につきまして、ポイントを整理させていただきました。

まず、1では、2050年に目指すべき姿といたしまして、ストック平均で国が定めますZEH・ZEBの水準の省エネ性能の確保、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となることを姿として示されております。また、2030年に目指すべき姿といたしまして、新築におけるZEH・ZEB水準の確保、新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備を導入するというを示しておられます。

続いて、2でございます。こちらでは、国が進めますカーボンニュートラル実現に向けた取組といたしまして、建築物省エネ法における規制措置の強化など、今後の対応を年度ごとに示させていただきました。

2022年度、誘導基準の引き上げとして、BEI (Building Energy Index) 、一次エネルギーの消費量基準でございますが、こちらの住宅・建築物における引き上げ、2024年度には大規模建築物の省エネ基準の引き上げ、2025年度は住宅の省エネ基準への適合義務化と小規模建築物の省エネ基準への適合義務化、さらに2026年度には中規模建築物に係る省エネ基準の引き上げ、2030年度までに、住宅では省エネ基準をZEH基準に引き上げると、適合義務化を行い、建築物につきましても中小規模の省エネ基準の引き上げを国では想定されているということでございます。

最後に、次の4ページ目、5ページ目のほうでございますが、こちらは「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」の概要について国より公表されたものを参考資料として添付させていただきました。先ほどの説明と重なるところもござい

すので、資料の説明は省略させていただきますが、参考としていただければと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○堀澤企画担当課長 住宅政策本部企画担当課長の堀澤でございます。

私からは、住宅政策における省エネ・再エネの取組について御説明いたします。

まず最初に、都営住宅等、公的賃貸住宅における取組といたしまして、都営住宅と都の政策連携団体であります東京都住宅供給公社（JKK）の公社住宅での取組についてお話をいたします。

まず、都営住宅ですけれども、都営住宅では、昭和40年代以前に建築された団地を中心に、毎年度、計画的に建て替えを行っておりますが、その建て替えに当たりまして、断熱性能の高い住宅の整備を進めております。平成27年度の建て替えからは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に基づく断熱等性能で最上位の等級4での整備を行っております。また、建て替えに当たっては、平成16年度から原則全ての住棟の屋上に太陽光発電設備を設置し、発電した電力は共用部のエレベーター内照明に利用するとともに、余剰電力分は電力会社に売電を行っております。既存の住棟につきましても、平成25年度から大規模修繕等に合わせまして設置が可能な場合には太陽光発電設備を設置してございます。

資料右側になりますが、ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進の取組といたしまして、都営住宅の駐車場の空き区画を活用しまして、電気自動車用の充電設備の設置をしてございます。

また、下のほうですけれども、共用部等における照明器具のLED化も進めております。建て替え住棟につきましても、平成27年度から全ての住棟で実施してございまして、既存の住棟につきましても、平成29年度より蛍光灯からLEDへの交換を順次行っております。

続きまして、住宅供給公社の公社住宅についてですが、このページにまとめてございまして、省エネ・再エネの取組を都営住宅と同様に進めてございます。断熱性能の高い住



宅の整備としまして、平成27年度の建て替え住棟から、先ほど申しました品確法に基づく最高水準の等級4での整備、平成23年度から建て替え住棟における太陽光発電設備の整備、駐車場への電気自動車用の充電設備の設置、建て替え住棟、既存住棟の照明器具のLED化を進めてございます。

続きまして、民間の住宅に対してです。

まず、合理的な断熱工法、リフォーム時における省エネの改修など、環境負荷の小さな快適な住まいのリフォームのための設計手法、工法や事例を集めました、住宅の省エネリフォームガイドブックを活用いたしまして、都民に対してリフォームに関する情報提供を行っております。

また、事業者への働きとしまして、右側の上のほうにございますけれども、省エネ・再エネにかかわらず、良好な住宅ストックの形成、保持のためには住宅生産事業者の経営力及び技術力の向上が不可欠としていまして、住宅生産に係る18の団体で構成する東京都地域住宅生産者協議会と連携し、講習会等を行いまして、中小住宅生産事業者に対して省エネルギー化などの技術の普及を図ってございます。

また、右下、長期優良住宅の普及促進についてですが、長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックの形成をしていくため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づきまして、劣化対策、耐震性、維持管理・更新性の容易性、そして省エネルギー性等の性能を有する長期優良住宅の普及啓発に取り組んでございます。

続きまして、マンションに対する省エネ・再エネの取組でございます。

こちらに掲げている施策は、省エネ・再エネに特化した取組ではございませんけれども、左側では、省エネ改修を含む改修工事への助成について記載をしております。

まず、マンション改良工事助成制度は、建物の共用部分、外壁塗装であるとか防水加工、バリアフリー化などについて計画的に改良修繕をする管理組合に対しまして、住宅金融支援

機構と連携をした助成を行っております。この中で、一部、省エネの改修についても対象としてございます。

下の都市居住再生促進事業は、一定の要件を満たすマンションの省エネ改修やバリアフリー改修などを対象に、助成事業を実施する区市町村に対して東京都が補助を行うという仕組みでございますが、こういった形で改修工事について補助を行っております。

右側ですけれども、電気自動車充電設備の導入促進についてですが、都では、マンションの良好な維持管理を支援するため、管理組合等に専門家を派遣してアドバイスをを行う、マンション管理アドバイザー制度というものを設けております。この取組の中で、マンションへの電気自動車等の充電設備の設置についての相談を受けられるというコースを設けまして、管理組合の合意形成のサポートなどを行っております。

続きまして、東京都住宅政策審議会での審議状況ということでございますけれども、これまで説明してまいりました省エネ・再エネに関する住宅政策本部の取組も含めまして、住宅政策本部の政策は、住宅政策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画でございます、東京都住宅マスタープランに基づいて行っております。

現行のマスタープランでは、住宅政策の基本方針として、豊かな住生活の実現と持続に向けてというものを掲げまして、8つの目標を定めております。省エネ・再エネに関しましては、目標4、良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現や、目標8、活力ある持続可能な住宅市街地の実現というところに関連する施策が盛り込まれております。

現行のマスタープランは、計画期間を2016年から2025年の10年間としておりますが、5年ごとに見直しを行っておりまして、今年度が改定の年となっております。

次のページですが、マスタープランの改定に向けた検討状況をまとめてございます。

環境に配慮した持続可能な住宅・住宅市街地の実現といったところの重要性も認識した上で、成長と成熟が両立した未来の東京にふさわしい新たな住宅政策の展開について、住宅政策審議会への諮問を7月に行っております。審議会企画部会での調査、審議を経まして、

去る9月10日に答申に向けた中間のまとめ（案）というものが審議会から示されております。中間のまとめ（案）では、ゼロエミッション化の実現に資するよう、住宅政策においても産業やサービスの担い手との連携を強化して取り組むべきといたしまして、目標2に、脱炭素社会の実現に向けた住宅市街地のゼロエミッション化というものを掲げてございます。

中間のまとめから御紹介いたしますが、住宅のゼロエミッション化に向けて都が取り組むべきことといたしまして、CO2の排出量削減に寄与する性能の高い住宅の標準化の推進であるとか、既存住宅の断熱改修や、再生可能エネルギーの利用設備や蓄電池の設置の促進、東京都地域住宅生産者協議会と連携し、中小住宅生産者に対する断熱改修や太陽光発電の導入等に係る技術力の向上への支援、公共住宅における太陽光パネルの設置容量拡大など、省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用に一層取り組むことなどが提言されてございます。

また、環境に配慮した住宅市街地の形成に向けまして、公共住宅ストックを活用した電気自動車の充電設備の設置や、多摩産材をはじめとする国産木材の利用促進などが提言されてございます。

資料を戻りまして、今後の予定でございますけれども、中間のまとめについて審議会からパブリックコメントを行った上で、今年秋頃、審議会より答申をいただきまして、その後、都において答申を踏まえた住宅マスタープランの素案を策定いたします。審議会の審議とその後パブコメを経まして、今年度の末に新たな住宅マスタープランを策定することとしてございます。

私からの説明は以上になります。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、最後の資料の御説明ですけれども、環境局から資料4の御説明をお願いいたします。

こちらが全部終わりましたら、質疑応答・議論に移りたいと思います。

それでは、環境局からお願いいたします。

○三浦環境政策課長 それでは、私から、資料4、ゼロエミッションビルの拡大について御説明したいと思います。

前々回、7月の企画政策部会で、再生可能エネルギー関連ということで御議論をいただいておりますが、本日は、都のCO2排出の7割を占めます建築物という切り口で、省エネ・再エネ対策について総合的に御議論をいただきたいと存じております。

まず、「2030年カーボンハーフ」に向けた取組の考え方等の概観、その後、各施策の方向性として、新築、既存、地域エネルギーの有効利用とエネルギーマネジメント、最後に都の率先行動という順で説明してまいります。

まず、7月にもお示ししました「2030年カーボンハーフ」に向けた取組の基本的な考え方です。各部門において、図に示すとおり取組を時間軸も踏まえながら展開し、2050年に向けたベースをつくってまいりたいと考えております。温室効果ガスの削減に向けては、省エネの最大化、脱炭素エネルギーへの転換、そして低炭素資材利用への転換等を併せて推進する必要があるかと存じます。

本日のテーマでございます建物のゼロエミッション化の必要性ですが、円グラフのとおり、都内CO2排出量の7割がオフィスビルや住宅等の建物関連となっております。東京は国際的なビジネス拠点であり、投資や企業を惹きつける都市であり続けるために、建物のゼロエミッション化は世界の都市共通の目標と考えております。

次に、都が現在実施している施策の概観です。

産業・業務部門では、大規模から中小規模まで、そして新築時、既存運用時、またエリア単位で条例制度による取組を推進しております。

次のページで、その条例制度による省エネ・再エネ設備の設置、再エネ電力の利用を促進する仕組み、そして一番下段に支援策をお示ししてございます。

次が家庭（住宅）に対する対策です。家庭部門については、条例制度ではなく、支援策を中心に取組を進めております。東京ゼロエミ住宅基準を満たす新築住宅への補助等のほか、

家電の買い替え、再エネ設備や蓄電池、再エネ電力の購入などへの支援を実施しております。

ゼロエミッション東京戦略では、建築物関連の2050年の目指すべき姿は、都内全ての建物がゼロエミッションビルに、としてございます。

2030年に向けては、ゼロエミビルやゼロエミ住宅の標準化、既存の建物についてはゼロエミビルへの移行を開始し、住宅の断熱の確保等を進めていながら、2030年以降のゼロエミビル等への移行、標準化を目指していく流れをお示ししてございます。

次に、各施策の方向性等について御説明をいたします。

まず、新築でございます。

現在の取組といたしまして、新築建物を対象とする条例制度等の概観がこちらとなります。延べ床面積2,000平米以上のビルやマンションの新築時には、条例に基づく建築物環境計画書制度、戸建住宅等については、東京ゼロエミ住宅基準を満たす住宅を認証し、支援する施策により取組を推進しております。

建築物環境計画書制度の概要です。延べ床面積2,000平米以上の建物を新築する建築主の環境に対する積極的な取組を誘導しております。年間約800件程度が対象になっております。具体的には、建築主に対して、右下の表にあるような環境配慮の取組の内容と3段階の評価を記載した計画書の提出を義務づけ、都が公表しております。都が定める省エネルギー性能基準への適合や再エネ利用の検討を義務づけ、マンションの建築主に対しては、広告に環境性能を示すラベルの表示義務づけがございます。

次が東京ゼロエミ住宅の概要です。東京の地域特性を踏まえながら、国が定める基準より断熱・省エネ性能を高めた基準を策定し、認証を受けた東京ゼロエミ住宅の建設費への補助を行ってございます。

これらの施策の現状分析と課題でございます。

建築物環境計画書制度では、制度開始以降、新築建物の断熱・省エネ性能が段階的に向上してございます。都市開発手続との連携により、より高い環境性能への適合を条件とすることで、特に大規模なビルや住宅の環境性能が向上しております。

棒グラフでビルの省エネ性能と住宅の省エネ性能の推移をお示ししてございます。棒グラフの緑の部分が最高ランクの段階3を取得している建物です。基準の強化、変更や対象拡大などございますので、表の中に点線がありますけれども、この点線部分でベースとなる部分が変わってきておりますが、性能は着実に向上してございます。

一方で、省エネ性能の低い段階1評価のビルも、①の図でいうと黄色の部分ですけれども、このうち、国の省エネ基準付近にとどまるビル、これが黒枠の囲いになりますが、1割強存在しております。また、②の図の黄色の部分、国の断熱基準を下回るマンションも2割超存在している現状にございます。

また、再エネ設備の導入については、ビル・住宅（マンション）ともに3割程度となっております。100キロワットを超える大容量のPVを設置している事例も存在しますが、最高ランクである段階3は、10キロワット以上で評価されますので、このような場合でも10キロワットと同じ、段階3と評価されている状況です。

次に、東京ゼロエミ住宅の実績です。非常に高い関心がございまして、都内新築住宅、左の表のとおり、年間約4万3,000棟着工しておりますが、その10%程度が助成金の申請をしております。戸建住宅の申請が全体の約9割、うち注文住宅が8割、また8割は大手住宅供給事業者による建設になっております。

ここから、都内新築建物の現状をお示してまいります。

都内の新築建物は、非住宅、住宅、合わせて年間約5万棟着工しております。都内既存の建物は約272万棟ございまして、その1.8%が新築ということになりますが、今後建てられる新築建物は、2050年時点においては置き換わっていきまして、過半数、住宅で見ると6~7割程度を占めると見込まれてございます。

年間の着工棟数ベースでは、延べ床面積2,000平米未満の新築建物が全体の98%程度となつてございます。

新築建物における2030年に向けた今後の方向性をお示しします。

建物は数十年にわたり使用され続けることから、今後の新築建物が2050年の東京の姿を規定することになります。このため、今後の新築建物では、現時点で入手可能な技術を活用し、建物稼働時にできる限りエネルギー消費が少なく、CO2排出量を大幅に削減できるようなスペックを備えていくことが不可欠と考えてございます。

24ページで2030年に向けた新築建物（ビル）の取組イメージをお示ししてございます。一番左が現状、そして中央が2030年でございますが、断熱・高効率設備と再エネ（設置）を深掘りするとともに、脱炭素熱を含む再エネの調達やエネルギーマネジメントを可能とする建物にし、稼働時のカーボンーフを実現するイメージをお示ししてございます。

同じく、住宅の取組イメージです。都民生活のセーフティネットである住宅を高断熱化し、高効率設備を設置するとともに、再エネ設備や蓄電池等を備える「レジリエントな健康住宅」としていくイメージをお示ししてございます。

新築建物の取組の方向性といたしまして、これまで御説明しました取組の現状や課題から、新築建物の高断熱化・高効率設備の設置、再エネ設置拡大等に向けた制度強化策について、また、これと合わせた積極的な取組を支援する仕組みの充実について、オレンジ色で網かけした部分に論点をお示ししてございます。

条例制度の強化・充実の論点として、断熱・省エネ性能の義務基準や段階評価のレベルアップが必要ではないか。また、再エネ設置、追加性のある敷地外再エネの利用、再エネ電気購入等、再エネ利用の強化を図っていくべきではないか。低炭素資材の利用や建物の長寿命化、更新時を考慮した設計等による省資源化、再生資源活用の促進が必要ではないか。さらには、特に棟数の多い戸建住宅等の中小規模建物への対策のあり方についても、国の状況も踏まえて検討すべきではないかといった論点をお示ししてございます。

また、東京ゼロエミ住宅などの支援の仕組みの充実につきましても、例えば高断熱化を一層促進するための基準の段階的強化のほか、地域工務店等へのアプローチの強化、PV支援の充実等の論点をお示ししてございます。

次が先ほど都市整備局からも御説明した国の状況でございます。

2025年度に住宅を含めた省エネ基準への適合義務化、段階的に引き上げ、それから太陽光発電設備については、将来における設置義務化も選択肢の一つとして検討という形になってございます。

次に、既存の建物について御説明いたします。

ビル・事業所等について、建物規模に応じた条例制度を導入し、取組を推進しております。

こちらは概観ですが、都内CO2排出量の50%を占める業務・産業部門において、その4割を占める大規模事業所、こちらは約1,200事業所です。こちらにはキャップ&トレード制度、中小規模事業所には地球温暖化対策報告書制度により取組を推進してございます。

まず、大規模事業所について御説明していきます。

キャップ&トレード制度の概要です。都内大規模事業所に対し、CO2排出量の総量削減を義務づけ、自らの削減、排出量取引によって義務履行が可能な制度です。2020年度から5年間の第三計画期間に入っておりまして、削減義務率は基準排出量比で27%または25%となっております。

本制度におきましては、トップレベル事業所の認定の仕組みがございまして、体制・設備・運用の取組が特に優良な事業所を都が認定し、削減義務率の軽減を行っております。トップレベル事業所は、不動産セクターのESG評価指標であるGRESBの評価基準の一つとして採用されてございます。

制度対象事業所の概況です。約1,200事業所の約4割がオフィスビル、2割弱が工場や上下水道施設等となっております。



削減実績としては、第二計画期間の5年間で基準排出量比約2,190万トンの排出削減となっておりまして、約8割の事業所が自らの削減対策での義務達成の見込みでございます。

対象事業所のCO2排出原単位を見ますと、延べ床面積当たりの原単位は確実に減少してございます。表の基準年度、こちらから2018年度の推移を見ますと、事務用途では平均値で約4割減少、下の表が上位15%値ということになりますが、こちらでは原単位が平均値の基準年度と比べると半減をしているという状況でございます。

こちらは、削減推移を全国値と比較したものになります。

キャップ&トレード制度における再生可能エネルギーの利用状況ですが、対象事業所が設置・調達した再エネ等は削減量としてカウントし、義務履行に活用できるようになっております。オンサイトでの設置、それから調達ともに、一部の事業所が義務履行に活用しております。調達では電力、熱ともに150~160程度の事業所が活用し、年間排出量に占める割合は低炭素電力で約2.6%となっております。

対象事業所を取り巻く最新の動向をお示ししてございます。SBTやTCFD、RE100など、グローバルな観点を踏まえて脱炭素対策を重視する企業が増加しております。また、再エネ利用を進める企業が増加しております。また、再エネ電気の調達手法も多様化してございます。また、入居の条件として、建物の環境性能や再エネ電力の供給状況等を重視する入居テナントも増加しているという状況でございます。

既存の大規模事業所における2030年に向けた今後の方向性です。2050年を見据え、建物ストックのゼロエミ化を順次進めていくことが必須だと考えております。省エネの深掘りと再エネ利用のさらなる拡大により、既存建物のゼロエミビルへの移行を促進していく必要がございます。

2030年に向けた既存大規模建物の取組イメージをお示ししております。一番左の現状から中央の2030年では、省エネ、エネルギーの効率化に加え、再エネの設置や熱を含む再エネの調達を積極的に進め、カーボンーフビルの早期実現を目指していくイメージでございます。

す。1事業所当たりのエネルギー消費量や排出規模の大きな大規模事業所での取組をより高めていく必要があると考えてございます。TCFD等への対応を積極的に展開する企業を取組を後押しするためにも、大規模建物のゼロエミ化の動きを推進していきたいと考えてございます。

大規模事業所を取組の方向性としまして、これまで御説明した取組の現状や課題から、さらなる省エネの深掘りや再エネ利用拡大に向けた制度強化等について、オレンジ色で網かけした部分に論点をお示ししてございます。

条例制度の強化・仕組み充実の論点として、再エネ設備の導入や再エネ割合の高い電力の利用をさらに進める仕組みが必要ではないか。各事業所の対策をさらに底上げしていくことが必要ではないか。積極的に取り組む企業や事業所がファイナンス上でも評価される仕組みなど、取組を後押しするインセンティブ策、例えば、より効果的な制度統計データの公表・活用策等が検討できないかといった論点をお示しさせていただきました。

次に、中小規模事業所を取組についてでございます。図にあるとおり、中小規模事業所は、業務・産業部門の6割を占め、その数は約63万事業所となります。このうち、条例制度である地球温暖化対策報告書制度では、複数の中小規模事業所を所有、使用して、一定以上のエネルギーを使用する企業、例えばコンビニや小売店などのフランチャイズ、規模の小さな事業所を複数所有する企業などを対象に、エネルギー使用量等の報告義務を課してございます。それ以外の企業でも任意提出の仕組みがあり、合わせて約3万4,000事業所が報告書を提出しております。また、様々な業態の中小規模事業所に対して、省エネルギー診断や省エネ促進税制、各種補助事業など、きめ細やかな取組も展開しているところでございます。

中小規模事業所の現状分析と課題です。報告書の提出義務者が約280者、事業所数では2.3万事業所になります。事業者280者の約7割が株式会社、そのうち8割が上場企業及びその関連企業となっております。また、2割は行政機関でございます。なお、事業所ベースで見ま

すと、その6割はテナント、つまり他者所有の建物内で事業活動をしているという状況でございます。

削減実績です。提出義務者が所有する事業所数・延べ床面積は増加をしております。しかし、省エネ効果等によりまして、延べ床面積当たりの原単位は2009年度から16%減少しております、全体のエネルギー使用量は横ばいということになってございます。

提出された報告書データを基に、事業所の延べ床面積当たりのCO2排出量の原単位について、業種別にベンチマークを作成しております。下の図にあるとおり、下から0、B1からA4までのベンチマークがございます。A4が一番、低炭素ベンチマークが高い事業所ということになります。各事業所の着実な省エネ対策によりまして、黄色が2012年度、緑が2018年度になっておりますけれども、Aのベンチマークの事業所割合が増加をしているという状況でございます。

中小規模事業所を取り巻く最近の環境です。先ほど大規模事業所でもお示しいたしましたが、提出義務者に上場企業等が多いこともあり、大規模事業所と同様、グローバルな視点を踏まえた脱炭素対策を重視する企業が増加しております。そして、中小規模事業所におきましても、サプライチェーンの観点から、取引先企業から脱炭素行動を求められる動きになってございます。また、今年4月の建築物省エネ法の改正により、300平米以上の中規模建物にも省エネ基準の適合義務化が拡大したことで、今後新築される中規模以上の事業所は高い省エネ性能が標準化されるということが見込まれてございます。

中小規模事業所の2030年に向けた今後の方向です。

2030年に向けた既存中小規模建築物の取組イメージをお示ししております。一番左の現状から中央の2030年では、省エネ、エネルギーの効率化に加え、再エネの設置や熱を含む再エネの調達を積極的に進め、中小規模事業所のゼロエミ化への動きを推進していくイメージをお示ししております。

中小規模事業所の取組の方向性としまして、これまで御説明した取組の現状や課題から、さらなる省エネの深掘りや再エネ利用拡大に向けた制度強化等について、オレンジ色で網かけた部分に論点をお示ししてございます。

条例制度の強化・充実の論点として、提出義務者の省エネ・再エネの取組を発展・拡大させていくための仕組みが必要ではないか。積極的に取り組む企業や事業所がファイナンス上でも評価される仕組みなど、取組を後押しするインセンティブ策、例えば、より効果的な制度統計データの公表・活用策等が検討できないか。脱炭素化のために、再エネ電気の調達等の再エネ利用を希望する事業所を後押しする仕組みを検討できないか。また、支援策として、省エネ診断や省エネ促進税制、金融機関等と連携した省エネ支援等により、中小企業の脱炭素化を支援していくことが必要ではないかといった論点を示させていただきました。

次に、既存の住宅について御説明をいたします。

まず、現状の既存住宅への取組です。省エネの断熱や遮熱、それから省エネの設備、再エネの設備、機器、それから再エネ電力の利用、それぞれについて現在行っている支援策をお示ししてございます。冒頭、スライド8でも御紹介をしてございます。

都内住宅ストックの現状を戸数ベース、こちらは戸数のベースになりますが、こちらでお示しをしてございます。都内住宅ストックは681万戸、このうち、新耐震基準導入前に建築された住宅が約20%、複層ガラス標準化前に建築された住宅は約60%、こちらは2050年時点でストックの約2割を占めることが見込まれております。

住宅の断熱の状況ですが、都内での複層ガラス等の普及率は、全国普及率の約3割よりも少ない、2割強にとどまっております。参考にお示ししておりますが、住宅の断熱化は、健康の観点からも非常に重要であると考えてございます。

断熱リフォームの実施状況ですが、表にございますとおり、台所やトイレ等の水回りの改修工事や屋根・外壁等の補修を行う改修工事が中心でございまして、こちらは青枠で囲って

ございますけれども、窓や壁等の断熱リフォームというのは総数の1割にも満たない状況でございます。

既存住宅での太陽光パネルの設置率は、東京ソーラー屋根台帳で設置が適または条件付き適とされている住宅で5%未満にとどまっております。特に、表にあるとおり、屋根面積が小さい住宅のほうが設置率が低くなっております。低容量の太陽光パネルは、設備容量当たりの設置費用が割高になる傾向があるためと考えられます。

参考に、都内で発電に適する全ての住宅の屋根に太陽光パネルを設置した場合、こちらは試算ですけれども、都内電力消費量の13%程度になると推計をしております。

次に、蓄電池についてです。大規模停電を引き起こす自然災害などにより防災意識が高まり、都内でも蓄電池を設置する家庭が急増しております。表は、都の蓄電池補助事業における申請状況ですが、2018年から2019年にかけて台風や豪雨により停電が発生している中、蓄電池等の普及が進んでおります。太陽光発電及び蓄電池の普及は、住宅の防災性の向上にも寄与するものと考えてございます。

家庭での再エネ電気の利用についてです。「みい電」というグループ購入の取組を進めております。これまでに3,140世帯が再エネ電気に切り替えております。当初、東京都で始めた取組ですが、2020年度からは首都圏の自治体と連携して規模を大きく広げて実施をしております。現状では、都内の過程全体での再エネ電気への契約変更は約5%にとどまっておりますが、使ってみたい・興味があるという都民の方は約70%いるという状況でございます。

最新の高効率家電には、AIそれからIoTなどを用いた便利な省エネ機能等が搭載されておまして、これらを組み合わせた活用により省エネやレジリエンスの向上が可能となるというところでございます。

日常での節電対策でも、まだ実施をされていない対策も存在しておりまして、削減余地はまだあると考えられます。消費の在り方などライフスタイルの展開も不可欠と考えてございます。

既存住宅の2030年に向けた今後の方向性です。

都民生活のセーフティーネットである住宅は、環境によいものであるとともに、安全・安心かつ健康的で快適に暮らせるものであることが重要との観点から、取組強化の論点として、オレンジ色の部分ですが、再エネ設備導入や断熱改修等の裾野を広げていくための支援や仕組み、区市町村との連携、あるいは民間ビジネスの支援が必要ではないか。太陽光発電設備の設置状況等のデータを活用し、民間や区市町村の設備設置に向けた取組を後押しすることが必要ではないか。断熱リフォームと再エネ機器設置を両輪で推進するための工務店やパネル事業者との連携。企業や関係団体等との連携・協働によるレジリエントで健康な暮らしの実現に向けた普及啓発などが必要ではないかとの論点をお示しさせていただいております。

次に、地域のエネルギーの有効利用とエネルギーマネジメントの推進について御説明をいたします。

まず、現在実施している施策ですが、規模に応じて、また新築／開発時から既存運用時といった段階に応じて、地域におけるエネルギー有効利用計画制度、地域冷暖房の地域エネルギー供給計画書の提出等の条例制度のほか、エネルギーマネジメント等の推進に向けた各種支援策により、まちづくりと一体となった地域エネルギー対策等を推進してございます。

地域におけるエネルギー有効利用計画制度の概要です。熱負荷密度の高い地域において、開発の早い段階から再エネや未利用エネルギーの利活用、高効率設備の導入を促すため、エネルギー有効利用計画書制度では、延べ床面積5万平米超の開発の際に、再エネ設備や未利用エネルギー、地域冷暖房の導入検討等の措置を求めています。また、地域エネルギー供給

計画書制度では、地域冷暖房の評価と区域指定によるエネルギー効率の向上を図ってございます。

また、エネルギーマネジメント等の推進に向けた各種支援策としまして、スマートエネルギーネットワーク構築への支援、都外PPAの推進、地域の再エネシェアリングモデル事業などを実施してございます。

地域におけるエネルギー有効利用計画制度の実績ですが、開発時の太陽光発電設備の導入計画は、約63%の案件で計画されております。うち6割が、都市計画における容積率の緩和条件である10キロワット以下となっております。また、未利用エネルギー・再エネの利用状況は、熱供給実施区域の33%にとどまります。

ゼロエミ化に向けて、日本熱供給事業協会では、こちらは図でお示しているような2050年の地域冷暖房の役割を提起してございます。また、日本ガス協会では、ガスのカーボンニュートラル化への移行を提起しておりまして、カーボンニュートラルメタンの主力化に向けて、2030年までにメタネーションの実用化等を図るとしてございます。

再開発や地域冷暖房等既存開発エリアでは、再エネのほか、下水熱や地下トンネル水などの未利用エネルギーの活用などの動きがございます。また、先ほど来御紹介しているとおり、エネルギー需要家側での脱炭素エネルギー利用を志向する動きもございます。国の方向性や法改正の状況等も記載のとおり動いているというところでございます。

2030年に向けた今後の方向性です。

ゼロエミ化に向けたこれからのエネルギーマネジメントの在り方の姿として、建物内・地域内の取組に加えまして、敷地以外のエリアでの再エネ設備の設置や調達、系統負荷軽減への取組など、エネルギーマネジメントの範囲の拡大・広域化、デジタル技術を活用した最適運用の姿をお示ししております。

2030年に向けた今後の方向性としましては、都市開発段階でゼロエミ地区形成等を可能とするエネルギー利用や、高度なエネルギーマネジメント実装の標準化でゼロエミ地区形成の

土壌をつくる、既存でもこれらへの移行を開始、そしてDX等を活用した高度なエネルギーマネジメントの社会実装に向けた取組を開始していくと、そういう方向性をお示ししてまいります。

条例制度の強化・充実の論点として、オレンジ色のところに示させていただいておりますが、建物や開発区域外からの再エネの調達によるエネマネ等、開発事業区域にとどまらないエネルギーの有効利用の推進といった新たな視点が必要ではないか。都市づくりのできるだけ早い段階で、利用するエネルギーの脱炭素化に向けた方向性を検討し、明らかにしていく仕組みができないか。取組に積極的なデベロッパー等との連携によるゼロエミ地区の開発促進及び先進事例に関する積極的な情報発信や、再エネ電力利用の推進等、地域における脱炭素化の促進策。積極的に取り組む企業や事業所がファイナンス上でも評価される仕組みなど、取組を後押しするインセンティブ策が検討できないかといった論点を示させていただきました。

また、DX等を活用した高度なエネルギーマネジメントの実装に向けて、既存制度等を通じたエネルギーの効率的利用、再エネ設置と調達、蓄電機能、エネルギーデータのデジタル集約化等の実装に向けた取組、誘導策等の検討や、再エネ電力の効率的かつ有効利用を促進するための方策の検討。AI、IoT等のデジタル技術を活用した高度なエネマネを社会実装するために必要な具体的方策の検討及び先駆的事例の創出・情報発信、こういった論点をお示させていただいております。

最後になります。都の率先行動について御説明をいたします。

公営企業等を除く東京都の温室効果ガス排出量は、都内全体の1%以上を占めており、都内有数の大規模事業者でございます。東京全体のカーボンハーフ実現に向け、都庁自らが率先的に脱炭素行動を加速し、社会全体を力強くけん引していくことが重要と考えてございます。このため、本年3月に「ゼロエミッション都庁行動計画」を定め、2024年度までに温室



効果ガスを2000年比で40%削減、再エネ電力の利用割合を50%程度に高めるなど、率直的な目標を掲げてございます。

都施設では、新築・改築時には「省エネ・再エネ東京仕様」の適用のほか、公文書館ではZEB（Zero Energy Building）、こちらの実証も行っております。また、既存の施設におきましても、LED照明器具の導入を進め、2020年度末でおおむね100%を達成してございます。また、高効率空調機等への更新なども進め、最近の5年間でも約5%のCO2削減を達成してございます。

再生可能エネルギーの導入についても、省エネ・再エネ東京仕様によりまして、新築・改築時には太陽光発電設備を原則導入することとしておりまして、P. 83にお示ししている施設をはじめ、先ほども御説明しましたが、都営住宅や都立学校等でも設置を進めているところでございます。

再生可能エネルギー電力の利用についても推進しておりまして、2030年までに都有施設使用電力を100%再エネ電力化するという目標を掲げて、都庁の第一本庁舎で2019年度に都庁舎版RE100を始めました。2020年度からは、都内産の卒FIT電力を含む再エネ100%電力の活用を都立の特別支援学校や環境局の事業所等へと順次拡大しております。また、右側、従前より電気のグリーン購入も行っているところでございます。

都施設の新築・改築時には、省エネ・再エネ東京仕様による技術を採用しております。しかしながら、カーボンハーフの目標達成に向けてはさらなる検討が必要と考えてございます。既存施設の省エネにつきましては、民間事業者に対して取組強化を促進することも踏まえて、より一層の取組が必要と認識しております。また、人事異動等もございますので、設備に係る専門職以外の職員が施設管理担当になる場合でも、運用対策が徹底される仕組みが必要と考えてございます。

太陽光発電設備につきましても、国の方針として、自治体の建築物等で、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入されていることなどを目指すと示されたこ

ともございまして、既存施設への設置拡大も重要と考えてございます。再エネ電力の利用につきましても、再エネ電力100%化の取組の加速、グリーン購入についてもさらなる取組が必要と考えております。

2030年に向けた今後の取組の方向性です。こちらは論点というよりは、都として率先して取り組んでいきます、という内容です。先ほど来説明しておりますように、省エネ・再エネ東京仕様につきましても、最新の技術動向等を踏まえて適宜改正していく。また、ZEB ReadyやZEB Orientedとなる水準相当以上の削減を目指した上で、再生可能エネルギーの利用を推進し、建築物のゼロエミッション化を目指す。そして、AIやIoT等の新技術を活用した空調運転等のオートメーション化に向けた検討等を進めてまいります。

再エネにつきましても、太陽光発電設備の率先的な導入と、再エネ電力の利用、調達の促進を図ってまいります。

以上、大変長く、駆け足になりましたが、説明を終わりたいと思います。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、都市整備局、住宅政策本部そして環境局からの資料の御説明について、委員から御意見、御質問をいただこうと思います。

通例でございますけれども、御発言を御希望の方は挙手機能を使っただけですとありがたく思います。もし難しい場合にはチャットで教えてください。

それでは、可知委員、お願いできますでしょうか。

○可知委員 可知です。ありがとうございます。

簡単な質問です。東京都では「みどり」というのをどのように定義されているのでしょうか。それから、緑化率というのがあると思うんですけれども、この緑化率の計算に含まれる「みどり」というのは一体何を指しているのでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

○高村部会長 ありがとうございます。

通例どおり、2～4人ぐらいまとめさせていただいて、事務局のほうから御質問あるいは御意見にリアクションをいただこうと思います。

可知委員、ありがとうございました。

それでは、高瀬委員、その後、山岸委員、鈴木委員とお願いいたします。

○高瀬委員 ありがとうございます。

まず、1点目が容積率の緩和のところ、コージェネレーションが入っているところは効率化やレジリエンスという観点でいい部分もあると思うんですが、ゼロを目指すという観点からは、メタネーションを考慮すればいいのかもしれないですけども、若干、今の時点での違和感を感じたというところ。メタネーションだったらいいのかもしれないですね。

あと、率先行動のところも素晴らしいところを方針として掲げていらっしゃるんですが、例えば、今、アメリカ政府もバイデン大統領になってから強化されたんですが、2009年ぐらいから率先行動で連邦政府のサプライチェーンの排出量というのが、当時計算したときは2倍ぐらいだったのが、今計算し直すと3倍になっているとか、そういったものの目標なども対象にされていて、Scope3というのも率先行動の際には入れられると、Scope3を入れるということは影響を及ぼすということなので、エンゲージメントなので、よろしいのではないかと思います。

あと、3点目なんですが、省エネも私はすごく研究してきたことがあって、本当に省エネって難しいですね。断熱改修を進めようにも、単純に投資回収だと60年ぐらいかかってしまうとかある中で、健康面とかを入れていくという観点しかないと思うんですが、一方で中小の事業所、キャップ&トレードで大きいところはがっと下がっていて、中小は横ばいというのが出ていて、本当にそうなんだなと思ったんですが。中小に関しては、まだ古いエアコンをそのまま使っているとか、古い冷蔵庫をそのまま使っているとか、そういうところが多いと思うんですね。そこに、エアコンは埋め込まれているので、もしかしたら建築に入るかもしれないんですが、冷蔵庫は外へ出ていますけれども、省エネという観点でいうと、その

辺に何かできると意外とエアコンは効くんじゃないかなと、中小の、思っておりますというところでは。

その流れで、私がずっと提案してきたのが、電気代そのまま払いというのがあって、将来の節約になる電気代を誰かが肩代わりして最初に冷蔵庫を替えてあげるとかそういう仕組みなんですけれども、例えば都営住宅なんかで古い冷蔵庫ばかり使っているというところがあったら家具つき都営住宅にしてしまって、電気代とセットにして家賃は実は変わらないとか、そういうのができるとすごくいいなと思った次第です。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、山岸委員、その後、鈴木委員、お願いいたします。

○山岸委員 御説明ありがとうございました。様々な検討がされているのを拝見して、すごく心強かったです。

私からは、3点か4点、お話をさせてください。

まず、1点目は、新築及び既存の建築物に対する対策が、カーボンハーフというビジョン、そしてゼロというビジョンに対してそれぞれ間に合うようになっているのかというのは点検されているのかどうか気になりました。例えば、資料4の14ページでお示しいただいた、評価制度の中での段階3に達しているものの割合とか、これが仮に全部100%になったら、それで間に合うんでしょうかという、ゼロとかハーフとかというビジョンに間に合っていくような。そして、間に合うのかどうかというのはとりもなおさず、現状の新築の着工数とかをベースに、これが増えるのか減るのかというのは結構難しい問題だと思いますが、先ほど、例えばもう一つ別のページ、20ページでお示しいただいたように、2050年時点では新築のものが過半数を占める見込みですよということも、建築物については入っていったらと。

このときに、じゃあ新築のものに今から新しい基準なり何なりが導入された場合、本当にゼロというビジョンに間に合っているんでしょうかというのは確認をしたいなと思っています。間に合っていないのだとすれば、当たり前ですけれども、今やっていることを絶対に強化しなければビジョンとは整合しないということになると思います。なので、それをぜひ検討していただきたいというのが1つ。

恐らく間に合わないのではないかなという前提に立つと、国が先日晒したロードマップよりも、先進的な都は、一歩も二歩も先んじるという精神で政策を示していただく。そして、先ほどのまとめにもありましたけれども、強化のロードマップとといいますか、基準なり何なりというのは段階的に、2030年、2050年に向けて確実に強化されていきますよという危機感のロードマップ、対策がどのように進むのかだけではなくて、絶対にこれから厳しくなっていくですよというロードマップを示すということも、業界なり何なりに対して大事なシグナルを送ることになるのではないのでしょうか。そして、それが国の示すものよりも都のほうが若干早いですよという示し方、典型的な部分でいうと、例えば住宅の2025年義務化なんかに関しては、既に業界のほうからもどうなんだろうという異論も出ているくらいだと思いますので、そういうのを示していただくのが大事なかなと思いました。

2つ目は、こういうことを言うと、例えば特に住宅のほうだと思うんですけども、中小の工務店さんが困るじゃないですかという反論をよく聞くのですが、それが本当なのかどうかというのはよく確認をしていただきたいなと思っています。本当なのだとすれば、キャパビリティをちゃんとしたほうがいいのだらうと思いますが。ちょうど示していただいているところで、例えば建売住宅や地域工務店等へのアプローチの強化と書いていただいて、そのアプローチというところにいろいろ意味が込められているのかもしれませんが、支援は必要だろうかもしもせんし、そういったことが必要なのかなと思いました。

3つ目は、より先んじて対策をやっていらっしゃる方々を積極的に評価する意味でも、既存の断熱であるとか、それこそ都がやっておられる環境性能評価の基準というものを、屋上

屋を重ねるといいますか、さらなる上に行けますよと。先ほどの14ページのところでも、段階3の中にもばらつきがありますといった記述があったかと思うので、もしトップランの中でもさらにトップに行く人たちがいるのであれば、さらにそれを認識して認知していくということもあり得るのではないかなと思いましたというのが3点目です。

4点目は、これはすごくお恥ずかしい質問なんですけれども、最初の御発表で容積率の緩和のお話があったかと思うんですが、これが脱炭素の話とどうつながっているのかがよく分からなかったので、容積率の緩和の評価が対象になっているということが、その中に、さつき高瀬さんもおっしゃっていたみたいなの、コージェネが入っているからとか、そういうことなんです。なぜこれが冒頭にきたのかが、分からなかったもので、ほかの方の説明で分かってきたらいいんですけども、私はここがずっと入ってこなかったもので、もし分かったら後でこっそりでもいいので教えていただけると幸いです。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、その後、小和田委員、お願いいたします。

小和田委員の後、事務局に一度、御質問も幾つか出ていますので、お返しをしたいと思います。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いいたします。

私は、昭和50年から14年ぐらい、住宅公団というところにいまして、東京都ですと光ヶ丘公園、昔のグラントハイツですね、これの設計をやっていました。そのとき、東京都さんとは、公園と、あるいは都市局、それから住宅局と一緒に仕事したんですけども、光ヶ丘団地って、開発前後で雨水流出係数を変えないというのが上位計画であったんですね。それで、今は割と普通になりましたけれども、雨水浸透工法というものを最初に導入したところなんです。それからあと、地域熱供給とか光ファイバーとか、非常に先端的なものをその当時入

れていたんですね。もう40年前ですけどね。今日いろいろお話を聞いていて、あれからまたいろいろ、今度はエネルギー政策について、新しい東京都の住まい方というかな、そういうのを考えるきっかけになりました。

今日お話ししたいのは2点あって、まず1点目は、公園緑地なんですけれども、先ほど容積率緩和の話が出ましたけれども、それによって生み出されるというのがありますね。そういうものも含めて、あるいは都市公園法での公園緑地、児童公園とか、今は児童公園と言わないのかな、近隣公園とか街区公園とか、そういう公園というのは、ある意味で人口密度とパラレルになっているので、都市において満遍なくネットワークされているんですね。

ただ、そのネットワークを使いこなしているかという、まだ不十分なような気がするんです。例えば雨水の貯留とか雨水浸透とか、そういう機能をもっと地下に持たせるとか、そういう可能性がまだ完全に開発されていないかなと思うんですね。ただ、それは、前回の審議会でも出ましたように、学生さんが指摘していたように、汚水と雨水が合流で流されているので、雨水だけ取り出して制御するということがしにくいんですね。ですけれども、公園緑地のネットワークでは、ある程度、雨水だけをうまく分けて、それを防災などに使うとか、あるいはヒートアイランドの緩和にもなりますし、そうした公園緑地の地下の空間の、特に雨水系の利用にもうちょっと力を入れてもいいかなという気がしました。

2点目は、木材の利用なんですけれども、温暖化とかCO2濃度の増大というのは、ある意味で樹木にとっては施肥効果と一緒なんです。光合成能力が高くなるので、温暖化とCO2対策でいえば、樹木の生育というのは理にかなっているわけです。そういう意味で、木造住宅を使用するというのは理論的には非常に合っていると思うんです。

私が4年前か5年前に着目したのが、CLT工法というのがあるんですけども、これはスギとかヒノキを桂むきにして、それでその薄い板を繊維が直角の方向に貼り合わせていって、厚みが10センチ以上の物すごい巨大なパネルを作るんですね。そのパネルを組み立てて住宅ですとか、ヨーロッパでは10階建てのホテルとかが建っているんですけども、そういうCL

TI工法というのがあるんですが。こういうものを作るのは、私は、理論的にはすごく理にかなった方法で、いいことばかりかなと思うんですけども、実際は普及しなくて、何で普及しないかという、高いからなんですね。なぜ高いかという、普及しないからなんですか。結局、林を育てて木を切って、それから製材して、それを運んできて、設計して建てるという、一貫した大きな輪というものがまだ閉じないんですね。

ですから、東京都なんかでそういうCLT工法を使った建物を建てるとしても、じゃあどこが供給するのかとか、供給されなければ使わないよという形になるので、そういうものをもうちよつと、東京都だけでやるんじゃなくて、地方の林業主体の県などと生産を一緒にやってみるとか、東京都だけで実現、コントロール可能な範囲の話だけじゃなくて、東京都と地方が連携して、大きい輪を閉じるような、そういう施策というのももうちょっと長い目で考えてもいいんじゃないかなと。この2点を提案しました。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、小和田委員、御発言をお願いできますでしょうか。

その後、一度、事務局にお返し、御回答をお願いしたいと思います。

では、小和田委員、お願いいたします。

○小和田委員 御説明ありがとうございました。

それでは、私からは、皆様とは違う観点になりますが、都内で事業を営んでいる事業者を代表してお話しさせていただきます。

まず、2030年カーボンハーフに向けた取組の基本的な考え方についてです。2050年のゼロエミッション達成というゴールに向けて2030年のカーボンハーフに取組む中で、将来的なグリーンイノベーションの可能性も残した上で、今、足元で取り組んでいくことは何なのか、その準備期間としての2030年までに最初に取り組むべきことは何かを整理することが必要です。2050年ゼロエミッションというのはかなり高いハードルでございますので、この達成の



ためにはありとあらゆるオプションを残しておくべきで、1つの解に今の段階で決めてしまうということは、非常に危険なのではないかと思っております。

また、GHG削減につきましては、当然のことながらエネルギー政策との整合が不可欠で、国のエネルギー政策におきましても「S+3E」が根幹となります。東京都の環境基本計画の中でも、基本的考え方の中に、環境性と同時に経済性並びに供給安定性、あるいはエネルギーセキュリティが重要であること、これらエネルギー政策に関する考え方についてもしっかりと明記しておくことが将来に向けて大事なのではないかと思っております。

次に、建築物に関しましては、ビルでの再エネの最大活用について2点、同様の立場でコメントさせていただきたいと思えます。

再エネ導入によるコストは最終的には事業者や一般消費者が負担することになります。実際、FIT賦課金により、我々産業界については、電気料金が25%上がっているといったデータもあり、経営上、非常に圧迫要因となっているところでございます。

再エネのさらなる拡大につきましては、電力の供給安定性のために統合コストがかかるといった試算もございますので、我々事業者はさらなる再エネの普及拡大にはもちろん取り組んでまいりますが、一方で、脱炭素化の社会コストをいかに最小化していくかということも、行政と民間、一体になって考えていく必要があります。東京都という特性からすると、今ある社会インフラ、これを最大限活用しながらどう実現していくかということをぜひ考えていただきたいと思っております。

2点目につきましては、再エネの供給についてはどうしても不安定なところがあるなかで、供給安定性の補完についてどう考えていくかということです。蓄電池等は、小規模住宅等、つまり瞬時であったり短時間の供給安定性の担保という点では有用ではあるものの、東京都の特性を考えたときには、これだけ大規模な都市の中において、大規模商業ビルであったり、あるいは災害が発生した際の災害拠点などでは、瞬時・短時間・小容量の蓄電池では

当然対応は難しく、ここをどう補完していくかということも、レジリエンスの観点から考慮していかなければならないのではないかと考えております。

そういう意味では、資料4、スライド73にも記載されているように、手前味噌で大変恐縮ですけれども、都市ガスの供給インフラはレジリエンスの観点からも貢献できていると思いますし、将来的には、先ほど高瀬委員もおっしゃっていただきましたけれども、メタネーション、すなわち都市ガスそのものの脱炭素化を目指して取り組んでいるところでございます。ぜひこうしたオプションを将来のオプションとして残していただくように検討していただければと考えております。

以上でございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、一度、事務局のほうからお答えをいただこうと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○武山政策調整担当課長 都市整備局政策調整担当課長の武山です。

先ほど山岸先生から御質問がありました、容積率緩和がなぜ環境対策とつながるのかという点について御説明をさせていただきたいと思っております。

資料のほうを再度出させていただきますけれども、先ほど資料2-1で御説明いたしました3枚目でございますが、これは建築物の関係の資料でございます。

まず、都市開発諸制度ですけれども、先ほど御説明したとおり、公開空地の整備など公共貢献を行う良好な建築計画、新築ということになりますけれども、そちらの計画の際に容積率を緩和する制度ということになってございまして、容積率を緩和するということで、適用する前提としての義務がございまして、そちらの義務として、建築物の環境性能であるとか、あとZEVの関係ですけれども、電気自動車の充電設備を設ける、こうした義務基準と、あと検討の努力的な義務ということで定めております。

実際、建築物、建築の環境性能を高めてCO2の総量削減であるとか、あとZEV化ということであるとか、あとほかには、みどりの関係については、こちらは容積緩和の対象にするという形になっております。

以上、御説明とさせていただきます。

○三浦環境政策課長 では続きまして、私ども環境局のほうからお答えをしたいと思えます。

○池上計画課長 地球環境エネルギー部計画課長の池上と申します。

山岸先生から先ほど御質問いただきました、新築の建物、既存の建物を今、建築物環境計画書制度等で義務基準とか段階評価を設けてやっていますけれども、今の水準で2030年のカーボンハーフ、2050年のゼロエミッション東京に届くのかという御質問をいただきました。

この部分につきましては、今ある基準が、以前の2030年までに温室効果ガス30%削減、それからエネルギー消費量38%削減、こういったものをベースに立てられているものでございますので、当然、2030年カーボンハーフを目指すといった段になりますと、施策の在り方といったものについて今後しっかりと検討していく必要があると考えております。

そういった観点で、今回、条例制度の論点ということでも示させていただいておりますので、今後精査してチェックして、必要な基準等について考えていきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○松川中小規模事業所担当課長 環境局中小規模事業所担当課長の松川でございます。

高瀬先生のほうから御意見をいただきました、中小規模事業所の省エネ対策として、古いエアコン、空調機器の効率化というのが非常に有効ではないかという点についてでございます。

おっしゃられるとおりでございます、事業所のエネルギー消費の中で空調の比率というのは高いものですから、今行っております、御説明させていただきました各施策、温暖化対

策報告書制度であるとか、それから省エネルギー診断という中でも重要な対策ということで位置づけて提案をさせていただいているような状況です。

御意見は非常に重要なものとして受け止めさせていただきまして、こういった取組を引き続き御意見を参考にして展開を続けていきたいと思っております。

それから、空調ということに関していいますと、今年度に関しましては、コロナの感染症対策も踏まえてということですが、中小規模事業所を有する中小企業さん宛てに、換気と空調の効率化を行うための導入、そのための補助制度も今年度は実施しているところでございます。

以上でございます。

○東條地域エネルギー課長 山岸委員のほうから、中小工務店のほうで本当に困るのかみたいな、そういうことがあるのかという御質問をいただきました。

中小工務店のほうで省エネ計算する際に、国のほうも支援などを行っていたりしますけれども、今後、住宅の部門とも連携をしまして、中小工務店さんの中でもいろいろと情報共有が図れたりとか、いろんな業界の中で連携していけるような仕組みも考えていきたいと思っております。

以上です。

○西脇都市エネルギー推進担当課長 都市エネルギー推進担当課長の西脇と申します。

先ほど小和田先生から、再エネ供給、安定化をどう考えていくのか、あわせて災害時の観点からもレジリエンスが重要ではないかというお話をいただきました。

この点に関しましては、スライド76にございますように、今後、再エネの導入が進みますと、系統への負荷の軽減につながる取組も必要だと考えております。これまでは建物、区内での省エネなどに取り組んでおりましたけれども、今後、2030年、2050年を見据えたときには、これに加えまして建物外や地区外からの再エネ調達を進めつつ、需給調整ができるよ

う取り組んでいくことが必要でございまして、今までの取組と今後大きく加速していくAI、IoTなどのデジタル技術の活用が重要だと思っているところでございます。

また、こうした取組に蓄電池やEVの活用を加えることでレジリエンスがさらに向上が高まっていくと考えております。東京都としましては、こういった新たなエネルギーマネジメント、高度なエネルギーマネジメントというのを民間事業者の方たちと一緒に推進していきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

○三浦環境政策課長 最後に、私のほうからエネルギーに関する発言をさせていただいて、最後に可知先生等からいただきましたみどりの関係、雨水の関係について、担当の課長からお答えしたいと思います。

まず、高瀬先生からいただいた、サプライチェーンの排出量、Scope3の件ですが、これは後に、今後の審議会において議論をする機会を設けたいと思っておりますので、そのときにまたお話をさせていただきたいと思っております。

それから、小和田委員からありました国のエネルギー施策のお話ですけれども、もちろんエネルギー施策の責任を持っているのは国だと我々も思っております。そして、国のエネルギー施策が私ども都市にとっても決定的に重要と思っておりますので、国にも求めることは求め、それから私どもが連携できることはきちんと連携しながらやっていきたいと考えてございます。

それから、再エネ導入コストのお話もございました。コストの最小化をしていくことが非常に重要と思っております。私ども、これまで補助等も通じまして太陽光パネル等の価格低下にも一定の貢献をできたのかなとも思っておりますし、需要を増やしていくことで供給コストを減らしていく、あるいはいろんな開発を促進していくということも重要だと思っておりますので、エネルギーを大量に消費する都として、需要側からの取組ということも含めて、コスト低減には寄与していきたいと考えているところでございます。

次に、みどりのほうから御説明をいたします。

○千田計画課長 自然環境部計画課長の千田と申します。

可知先生、鈴木先生の御質問にお答えしたいと思います。

可知先生からは、みどりの定義ということでお話がございました。

環境局では、みどり率という定義を定期的に調査をしております。5年ごとに調査をしております。みどり率の定義といたしましては、みどりが地表を覆う部分に公園区域や水面を加えた面積が地域全体に占める割合ということで、公園緑地ですとか、河川、水面ですとか、あとは樹林地帯、そういったものをみどり率として定義をしております。前回は平成30年度に調査をしております。数値が平成30年度は52.5%という結果でございました。

また、鈴木先生の御質問でございますけれども、緑地の下の地下空間の利用ということでございました。

こちらのほうは、地下水の浸透ということかなと思いますので、今までもNature-based Solutionsということで、自然の手法によって解決していくということでございます。現在、生物多様性地域戦略等、改定を行っておりますので、そういった中で議論を進めさせていただきたいと思っております。引き続き御指導をよろしくお願ひしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○三浦環境政策課長 事務局からは以上でございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、セカンドラウンド、国谷委員、お願いできますでしょうか、その後、有村委員、竹村委員と続いてまいります。

それでは、国谷委員、お願いいたします。

○国谷委員 ありがとうございます。

御説明、事務局の方、ありがとうございました。

私は、キャップ&トレードについてお伺ひしたいと思っております。

都の政策においても必要な施策と位置づけられていますが、特にキャップ&トレードは、東京都が世界に先駆けて早くから取り組んできたということで、大変評価しています。ただ、大型建築につきましては、キャップ&トレードの上限量範囲内で収まってしまったために、クレジットの購入者が第2期においてほとんど現れず、カーボントレードが行われなかったという報告を読ませていただきました。

実効性を確保して、本当に経済的なインセンティブになっていく上で、今後、許容範囲上限量の算定の在り方、より厳しくしていくかどうかなどどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

もう一点、住宅の省エネリフォームのことでございますけれども、先ほどの御説明の中で、窓や壁等の断熱リフォームが1割にも満たないという数字を見まして驚きました。リニューアルが進まないというのは、メリットが生活者に認識されていないのではないかと思います。一方で、EUのグリーンディール等を読みますと、リフォームという施策が気候変動対策であると同時に、非常に重要な雇用政策として位置づけられて、今、大号令をかけて省エネリニューアルを進めています。EUでのこうした位置づけに比べて見ますと、都でももう少し政策の重要性が高められないのかなと思いました。今後の位置づけについてもお教えいただければと思います。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて有村委員、その後、竹村委員、お願いいたします。

○有村委員 早稲田の有村です。非常に多くの御説明、ありがとうございました。

資料4のページ53を見ながらコメントさせていただければと思うんですけれども、私も、中小の事業所の取組ということで、右側の1つ目に、提出義務者の省エネ・再エネの取組を発展、拡大させていくための仕組みを検討ということをされていくべきだろうなと思います。大規模事業所のほうではそちらがうまくいっているということなので。

そこで、例えば具体的にどういうことを考えているかというのがあれば教えていただきたいと思っています。補助金を導入するのか、あるいはそういった再エネを調達した事業者にはクレジットが発生するような仕組みにするのかとか。

今、国谷委員からありましたけれども、東京都の排出量取引制度は、意図的に取引をあまり活性化しないような形で制度設計がこれまでされてきたと理解しております。ただ、今後は、キャップが厳しくなっていくのに合わせて、こういったクレジットの取引というのも必要性が出てくるんだろうなと理解していますし、国のほうで検討しているクレジット市場の活性化といったものとも整合性があるのではないかと考えています。

それから、その次の項、ファイナンス上でも評価される仕組みも検討したいといったところがあるので、これは何かイメージとしては、事業所ごとに省エネのレベルとかラベルみたいなのを示して、省エネレベルの高いところには金融機関が低利で融資できるような制度を考えようといったところなんでしょうか、そのあたりもお考えがあれば教えていただきたいと思っています。

ここで、データの公表、活用等というのがあるんですけども、中小事業者に対する地球温暖化対策報告書制度というのは非常にリッチなデータであると思うので、これをこれまで東京都のほうで分析をされてきたのかどうかと。あるいは、第三者がこれを活用して分析できるような仕組みというのをちゃんと検討したほうがいいんじゃないかと考えています。

例えば、中小事業者は、この報告書制度を見ながら、うまくいっている事業所とうまくいっていない事業所というのがあるということが多分分かると思うんですね。その場合、うまくいっているならなぜうまくいっているのか、そうでないところはなぜなのかというあたりを分析するということは重要だとは思いますが、それを都のほうでどんなふうにされてきたのかなといったことをやっていけば教えていただきたいですし、やっていなければ今後多分やるべき検討課題かなと思います。



あと、もう一つは、中小事業所が非常に大事だということですが、経営者のマインドというのがとても大事なのかなというも感じていて、そこにアプローチするようなことというのが、これまでどんなことをされてきたのかなといったことも教えていただければと思います。

それから次に、ページ74のほうの資料を見せていただきたいんですけども、ゼロエミ化に向けたエネルギー有効利用やマネジメントに向けた状況というところで、再開発や地域冷暖房、既存開発エリアでの再エネ・未利用エネ活用の動きというのがありますが、これは東京都の場合、中小住宅みたいなのがたくさんあって、そこでの低炭素化、脱炭素化への動きが十分ではないという御報告がありましたけれども、そういった中小住宅とか小さいビルなんかを、再開発することによって新たな地域をつくるということによって、全体の効率化というのがどのくらい進むのかといった試算があれば、それを教えていただきたいと思っております。もしそういうことが進むのであれば、脱炭素の観点からも、東京都の密集住宅地での再開発とかそういったものを検討すべきなのかなと思いました。

それからあとは、東京都の場合はどうしても土地のスペースの限界があって、太陽光パネルを置くにしても、それほど大きなところは取れないんだというのをずっとお話を伺っているわけですが、一方では、結構空き家とか空き地問題というのがあって、あまり活用されていないような土地があると理解して、そういったところも活用して何かやっていくような施策というのは考えられないのかなと思っております。それに関して検討されている内容があるのであれば教えていただきたいと思っております。

あと、74ページで、電力データの社会全体での有効利用に向けた法改正というお話がありますが、ぜひそこは東京都が既に集められている地球温暖化対策報告書制度なんかも自ら活用されるということが重要かなと思いました。

それから、ここのスライドに関わることではないんですけども、先ほど鈴木委員から再エネなんかは他地域との連携が重要だというお話があって、東京都内は確かにそうなんだろう

うなと思います。あと、もう一つは、他地域の連携ということでは、東京都はかなりいろんな取組をやられていて、キャップ&トレードをはじめいろいろ成功している例があるので、こういったものを他道府県と連携して横に広げていくといった動きというのを何か検討されているのか、なければ検討すべきではないのかなと思ったというところです。

細々となりましたが、以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、竹村委員、お願いいたします。その後、稲垣委員、お願いいたしたいと思いません。

○竹村委員 よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

国谷委員が言われた、断熱のメリットがあまり伝わっていないのではないかということとも関連しますし、今の中小事業者がなかなかインセンティブ、動機づけが足りないということにも関わるかもしれませんが、伝え方の総合性といいますか、メリットのトータルな語り方、これはコミュニケーション戦略ということにもなると思うんですが、例えば断熱であれば省エネとかCO2削減は当然ですが、同時に少し遠慮がちに書かれていた健康、これもかなり、ヒートショックの問題を含めて、高齢化社会の中では相当大的な関心事になるはずですので、もっともっとはっきりと出されてはいかがかと思います。

それから、ランニングコストが大きく削減しているというエビデンスがあると思います。そうすると、改修ということを考えても、そういうメリットがあるんだと。ランニングコスト面でのエネルギーコストの削減、これはもちろん省エネにも関わるわけですが、そういうトータルなメリットの伝え方というのをどうお考えになっているか。

それから、以上はどちらかというユーザー側のメリットですが、社会全体としてもピークシフトといいますか、夏の一番電力需要の高いときのピークロードを抑えることにも非常に資する。断熱というのがそういう形で社会全体の公益性につながる。そうすると、後段でお話しになったDX、効率的なそういう情報網、デジタル化によって電力融通を効率化してい

く、そういうスマート技術によって図る方向と、こういう断熱とか緑化とかトータル戦略でエネルギーの需要の変動とか、広い意味でのレジリエンスを高めていく。そういうことというのはもう少しセットに考えていいのではないかなと思います。

どうも今、DXブームで、DX、DXとそっちが単発で言われることがあるんですが、盛んにNature-based Solutionsも出ている我々の議論ですので、もう少しそこをトータルに語る文脈、プラットフォームをおつくりになってはどうかということです。

若い人には、今、シェアリングという言葉が非常に伝わりやすい、そういう意味で考えると、これもそういう広い意味でのシェアリングだと思うんですね。いろんなところでのバッファをつくり、それから変動性を抑制して、余った電力を少しほかにも回せるような余力をつくる、そういう意味でのシェアリングエコノミー。こういう断熱とか省エネとかCO2削減とか、これが実はシェアリングエコノミーにもつながるんだという語り方があるのではないかなと思います。少しトータルな語り方ということを御提案しました。

2点目として、これは単純な質問なんですが、以前、食の調達について、特に東京都外、域外からの、海外からの食料調達について、ライフサイクルの負荷を考慮した東京スタンダードみたいな考え方が出ていいのではないかとということを御提案しましたが、今日、似たような概念で「東京仕様」という言葉が使われていました。これはどういう意味でお使いになって、具体的にどういう形でこの「東京仕様」という概念を事業者なりに伝えておられるのか、その辺をお答えいただければありがたいと思いました。よろしく願いいたします。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、稲垣委員、お願いいたします。その後、長澤委員、お願いいたします。

○稲垣委員 稲垣です。

全体を通して、再エネ導入を促進していくということだろうと思うんですが、この傾向が全国、全世界で進んでいる中で、東京都が求める量をコスト面で見合うという意味も含めて確保できるのか心配です。もし先行きが不透明であれば、大きな消費地である東京では、建

築物ストックも多いので、省エネの努力がさらに強く進められるべきで、エネルギーマネジメントの技術ですとか既存のインフラなども使って多面的に進めていくべきと感じました。

東京都の最適解がほかの地域の最適解、世界全体の最適解とは限らないと思うので、これまでの委員の御発言にもありましたが、ほかの地域と都とバランスを取りながら進めていく必要があると感じました。もしそのあたり、今進めていることですか検討されていることがあれば教えてください。

あと、2番目ですけれども、再エネのレジリエンス面での効果として、太陽光発電を災害時にも、蓄電池を使って、一部貯めつつ使えるということで、期待したいです。ただ、住宅ですと、照明が使えてスマホの充電もできてというように、在宅避難に貢献できるイメージは持てるんですが、大企業が立地する業務集積地のある東京で、オンサイトの太陽光発電だけでもつとは考えにくいです。事業継続の視点は東京都としても重要と思いますし、企業やその他の機関は、今後も重油とかガスの発電機を持ち続けるはずなので、こういう機械を省エネや再エネの変動調整のために使っていくみたいな、総合的な取組が必要と感じました。

資料を拝見させていただくと、太陽光+蓄電池等と書かれている箇所が多く見受けられるのですが、蓄電池等の「等」がどのような機械ですとかシステムをイメージされているのか、教えてください。よろしくお願いします。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、長澤委員に御発言いただければと思います。長澤委員の後に事務局から御質問への御回答あるいはリアクションをいただこうと思います。

では、長澤委員、お願いいたします。

○長澤委員 御説明ありがとうございます。

今日は住宅の話をお聞かせいただければと思います。

2050年に向けてかなりハードルが上がった中で、これまでゼロエミ住宅というのを推進してこられて、今日、1割ぐらいが利用されているというデータをお示しいただいて、全体で3割ぐらいがいいということで、下の2割がいま一つというデータだったのかなと思っております。1割というのが多いのか少ないのかが分からないんですけども、これを2050年までに全部をそうするとなると、今の段階からなるべく増やさなければいけないかなと思うんですけども、この1割というのが助成の対象としていたのをマックス使って1割まで出せたということなのか、もっと用意していたんだけど1割ぐらいしか皆さんが使ってくれなかったということか、どっちなのかお聞かせいただきたいです。

住宅は様々な目標の中で環境の性能ももちろん重要になってきたので、今回の審議の中で、目標の2番目に新たに脱炭素というのが入ってきたということで、そこに加速していく予定だと聞こえたんですけども、今後、都のゼロエミ住宅の1割がもっと拡大していくような政策的な見込みがあるのか、あるいは普及の宣伝が必要なのか、その辺どんなふうにお考えかというのがお聞きしたい点です。

2つ目は、さっきも稲垣先生からありましたけれども、消費してしまうところであるということがあって、既存住宅の、何とか改良が必要だということで、そこに対しては法制度というのがなかなか難しいところなのかなと思うんですけども、誘導になるんでしょうか、逆に法制度じゃないんですけども、厳しくしていくような方策というのを何かお考えがあったら教えていただきたいと思っています。既存不適合みたいな話なのかなとイメージしたんですけども、そのあたり何かアイデアがあったら教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○高村部会長 ありがとうございます。

ここで、一度、事務局のほうにお戻しをして、御質問にお答え、あるいはリアクションをいただこうと思うんですけども、まだ御発言でない、それからあるいは今までの議論を踏まえて改めて御発言を希望されている委員、今、高瀬委員が挙げてくださっているのもこの

後お返ししようと思えますけれども、事務局のリアクションの後ですね。第3ラウンドがございまして、もし何か御発言がありましたらよろしくお願ひします。

それでは、事務局からお願いいたします。

○小島総量削減課長 環境局の総量削減課長の小島でございます。

まず最初に、国谷先生から御質問のあったキャップ&トレードの関係ですけれども、2010年の制度開始以降、5年間の計画期間ごとに削減の義務率というのを設定しておりまして、8%、17%、また現在の第三計画期間は27%という形で段階的に義務率の引き上げを行ってきているところでございます。

先ほどクレジット取引が利用が少なかったといった御意見もありましたけれども、この制度は、基本的には削減対策を第一に取り組んでいただいて、事業所の省エネの設備更新計画などで必要な量の削減が難しい場合に取引という代替的な手段というのを用意するといった意図で制度設計を行ってきているものでございまして、2030年、2050年といった目指すべきところに向かってどうしていくのがいいのかといったことを今後、詳細なところを整理しながら検討をしていきたいと考えているところでございます。

また、有村先生から、国のクレジット市場との連携といったお話がありましたけれども、国のほうで8月に中間整理が行われたということに関しても、我々のほうでも情報を把握しているところでございまして、国とも引き続き意見交換などしながら、どのような連携ができるのかということも検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○東條地域エネルギー課長 環境局地域エネルギー課長の東條と申します。

先ほど国谷先生とあと竹村先生から、住宅の断熱化のお話をいただいたかなと思っております。

おっしゃるとおり、御指摘のとおりかなと思っておりますけれども、住宅の断熱化のメリットというところ、今まで十分に、いろいろ複数のメリットがあると考えておりますけれども、きちんと伝えられていたかという、まだまだこれからなのかなと思っております。

省エネばかりではなくて、健康だったりとか快適に過ごせるとか、PV、蓄電池がついていればレジリエンス、防災の面にも効果があるとか、いろんな省エネだったり再エネだったりというところのメリットをきちんと分かりやすく伝えていくということは非常に重要かなと思っております。

竹村先生からお話のありました、高齢化でヒートショックの問題、非常に今大きな問題になっておりますので、そういったところも含めて広い視点で伝えていけるといいのかなと思っております。

あと、今、屋根とか壁とか外壁、そこがリフォームされている中で、なかなか断熱のリフォームが進んでいないというところをグラフでお示ししましたけれども、マンションなんかだと、修繕計画の中に外壁とか屋根とか給排水については10年ごと、15年ごとという形で大体入っているんですけども、断熱リフォームというのはその計画に入っていないというところがほとんどかと思っておりますので、それでなかなか実施につながらないというところがありまして、こうした計画に入れてもらうというところで、そういったところを伝えていく取組をされている事業者さんなんかもありますので、いろいろと広く連携して、そういったところもPRできるといいのかなと思っております。

あと、長澤先生のほうから、既存住宅のところではなかなか法制度は難しいけれどもどうしていくのかという御質問がありましたけれども、確かに、何か義務を課していくとか制度的に不適合にするとかというところ、なかなか、実際に住んでいらっしゃる方がいる中で難しいかなと思っておりますけれども、例えばリフォームができていない住宅であるかそうでないかみたいなのが分かるようになっていて、それを見て住宅を買うとか住宅を借りると

か、そういったことができていくような流れができるといいのかなということは検討したいなと思っていたりします。

私からは以上です。

○松川中小規模事業所対策担当課長 環境局中小規模事業所対策担当課長の松川でございます。

有村先生から御質問いただいた点について回答させていただきます。

提出義務者の省エネの取組を発展、拡大させていくための仕組みの検討、その検討状況ということだったかと思いますが、具体的にはこれからの検討ということにもなってくるんですが、方向といたしましては、一定の目標に対しての達成状況、そういったものを効果的に公表していくと。それを取引先ですとかそういったところから公表によって評価してもらって、事業の拡大ですとかそういったものにつながっていくと。そういったところでインセンティブ的なものにしていただければなど、全体の方向性としては考えているところでございます。

それから、温暖化対策報告書のデータの公表ということで、分析を行ってきているのかどうかというところでございますが、これは年に1度、今年度はオンラインで動画配信で行わせていただいているんですが、1年間の、前年度の報告書のデータをまとめて分析して公表しておりますセミナーがございまして、そちらのほうで年に1回、事業所の種類別の、それこそ原単位の改善状況ですとか全体の状況でありますとか、そういったものについて公表させていただきます。

報告をいただいた内容につきましては、現在もホームページのほうで公表させていただいているんですが、令和2年度から、省エネと再エネの取組につきまして一定基準で評価して、成績のよかったところを公表していく制度というのを運用しているところでございます。この公表の仕方につきましては、より効果的なやり方というのを今後引き続いて検討していきたいと思っております。



それから、もう一点、経営者の方のマインドが非常に重要だという御意見についてでございます。

まさにおっしゃるとおりかと思えます。一番重要で地道で続けていかなければいけない取組だと思っております。具体的な取組といたしましては、これは続けているものですが、業種別の研修会ですとか各種の研修会というのを行っておまして、業種別の研修会というのは、例えばスーパーマーケットとか、具体的な業種ごとにテキストのほうを作りまして、関係業界の方というのを呼びして、任意ですけれども、参加いただいて研修を行うという取組を続けているところでございます。

それから、温暖化対策報告書制度、こういったものを含めまして周知を行っていくのに当たりまして、業界団体さん、こちらの協力というのを得まして、経営者の方に向けての周知というのをやっているところでございます。

それから、令和元年度から行っている事業ですけれども、例えば金融機関さん、そういったところから会社さんにアプローチをしていただいて、経営課題として省エネというのを勧めていただく。関心があれば、省エネコンサルタントを紹介していただいて、都が補助することによって無料でコンサルティングを受けられる、そういった取組も令和元年度から始めたところでございます。

今現在の取組としては以上でございます。

○西脇都市エネルギー推進担当課長 都市エネルギー推進担当課長の西脇と申します。

有村先生から他地域との連携が重要だというお話がありましたので、現在の都の取組について御案内させていただきます。

1つ目が、今回の資料には記載がなくて大変申し訳ありませんが、家庭の電気を再エネ電気に切り替えるという取組がありまして、他地域と連携して事業を展開しております。こちらは「みい電」という通称で取組を展開しているんですけれども、これは行政が公募によって運営事業者を選定しまして、再エネメニューをより安く提供できる小売電気事業者を選

定いたします。再エネ電気の切り替えに興味のある方に事前に登録いただきまして、その方に対して、小売電気事業者が提供できる料金などをご案内し、切り替えを促すという取組でございます。この事業は、令和元年度から立ち上げまして、当初は東京都が実施したところなんですけれども、その後、実施主体を拡大しまして、今年度は、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県で構成する九都県市首脳会議が主体となってキャンペーンを実施しているところでございます。

そのほか、取組としましては、本日のスライドの70ページにございます取組が他地域と連携した取組ですので、御案内させていただければと思います。

本日のスライドの70ページで、エネルギーマネジメントの推進に向けた各種支援策を御案内させていただいておりますが、上から2つ目の丸に記載がございます、都外での新規再エネ設備設置にもつながる電力調達の拡大を図る補助事業でございます。これは今年度から開始した事業でございます。都外に再エネ設備を設置していただきまして、その電力を都内で使っていただく取組に対する助成を始めました。この取組の要件としましては、例えば災害時において、設置した電気コンセントを設備を設置した地元の方が利用できるようななどの条件を付しております。東京都と他自治体の連携を深めながら事業を展開しているところでございます。

私からの説明は以上です。

○古館環境都市づくり課長 続きまして、環境都市づくり課長、古館のほうから回答させていただきます。

まず、稲垣先生から御質問いただいた、資料の中に蓄電池等と書いてあって、「等」というものは何なんだろうという御質問をいただきました。

資料の25ページでも使わせていただいておりますけれども、一つの例として、EV等を活用したV2H等はこの「等」に該当するものと考えております。

続きまして、長澤先生からいただきました、ゼロエミ住宅についての御質問について御回答させていただきます。

ゼロエミ住宅については、資料の19ページに実績のほうを書かさせていただいております。10%の実績として書かさせていただいているんですけども、この10%というものは、都内の年間新築戸数が約4万3,000棟ございます。それに対して、ゼロエミ住宅を建てたいという申請をいただいた方が約4,300棟おりますので、その数字から計算して、約10%の方がゼロエミ住宅について申請をさせていただいているという結果になっております。

もう一つ御質問いただきました、じゃあ今後ゼロエミ住宅についてどう普及していくのかということについてでございます。

資料の26ページにも書かさせていただいておりますけれども、支援等の仕組み充実の論点というところで、1つ目の丸で、住宅の高断熱化、高効率設備・再エネ設置等を一層促進するための基準の段階的強化ということが必要だと考えておりますので、そのようなことを検討していきたいと思っております。そういうことを通じて、ゼロエミ住宅についてもさらに普及させたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○池上計画課長 地球環境エネルギー一部計画課長、池上でございます。

地球環境エネルギー部の最後に、有村先生からのファイナンス上でも評価される仕組みの検討についてイメージみたいなのはありますかという御質問をいただいております。

具体的なところについては、今後、評価をする機関ですとか金融機関、あるいは評価される側の企業さん、そういった方々と対話をしながら、東京都が報告書制度ですとかキャップ&トレード制度などを通じて、持っているデータをどのように活用していくのかといったところを対話をしながら検討していきたいと思っております。いずれにしても、頑張っている事業者さんが評価をされるような、そこでインセンティブが得られるような仕組みというのができたらいいのかなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○三浦環境政策課長 私から最後に御説明をしたいと思っております。

有村先生から再開発での全体効率化の試算といったお話があったんですが、環境局として持ち合わせてはおりません。一般論としてそういうものが出るものなのか、文献等があればぜひ教えていただきたいなと思います。

それから、土地スペースの関係で空き家等のお話もあったかと思いますが、空き家等は基本的に個人の所有物でございますし、権利もあるものになりますので、なかなか簡単なものではないかなと思っています。空き家施策は、また別の部門で様々な観点から取組を進めているというところでございます。

1点だけ、竹村先生から断熱に関連して、レジリエンスとか広い観点でトータルでというお話をいただいたんですけども、まさに断熱だけではなくて、環境施策全般として、環境だけではない視点、防災とか高齢者への対策とか、まさにSDGsにつながるものかと思っていますけれども、こういう視点を全体にきちんと持った上で環境施策を進めていくというのが非常に重要だなと思っておりますので、この辺もきちんと考えながら進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、多分これが最後のラウンドになると思います。

2回目の御発言で結構なんですけど、できましたら簡潔に御発言いただけますと、時間の制約がございますので、御協力いただけるとありがたいです。

では、高瀬委員、その後、可知委員、山岸委員、お願いいたします。

○高瀬委員 ありがとうございます。

お話を聞いていて、省エネの設備とか断熱改修とか、いいのは分かっているけれどもきっかけがないと動かないということもあると思うんですね。わざわざ改修となると大変なこ

とであるということで、何らかのきっかけとして、これまで成功してきたのが、家電についていえば、制度全体の是非はありますけれども、エコポイント制度とか、限定的で今やらないとというきっかけづくりという、ナッジの観点からも、何かきっかけというのが進めるには意外と重要なんじゃないかということの指摘が1点と。

前回からの繰り返しなんですけど、再エネの調達ということも住宅の政策、建築物の政策の中に入れていっちゃって、これは大事だと思うんですけど、今、RE100でも、日本の特異な非化石調書の制度というのは、トラッキングつきだったらいいと言ったけれども、トラッキング情報と産地価値というのがダブルで入ってくるとか、仕組みが複雑であったり分かりにくいということで、どうなんだという観点があって。あと、企業としても、何でも再エネだったらいいというわけじゃないという流れも広がっていますし、ぜひ東京都の先進的な調達スタンダードというか、いい再エネとオーケーな再エネというところについてしっかり指針を出して、国が出せていないので、先んじて指針を出していただけるといいなということ、繰り返しになりますが、言いたいと思います。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、可知委員、その後、山岸委員、お願いいたします。

○可知委員 可知です。ありがとうございます。

建築物環境計画書制度の環境配慮事項に、敷地・建築物上の緑の量及び質の確保があるんですけども、これは二酸化炭素の吸収量についても評価するようなことをしているんでしょうかというのが1つ目の質問です。

もう一つは、特に質の評価のところでは生態系への配慮等というのがあるんですけども、生態系への配慮ってなかなか大変だと思うんですけど、一体どんな項目を評価しているんでしょうか。よろしくをお願いします。

○高村部会長 ありがとうございます。非常に具体的な御質問でした。後で事務局からお答えをお願いしたいと思います。

それでは、山岸委員、お願いしたいと思います。

ほかに御発言御希望ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありましたら、この機会に手を挙げていただければと思います。

では、山岸委員、お願いいたします。

○山岸委員 ありがとうございます。2回目の発言。

端的に、今さっき表示していただいていたスライドでも出ていましたけれども、東京都さん、マンションの環境性能表示を一部義務づけていらっしゃると思うんですけども、そこに立脚して、最終的には、それこそ住宅を探そうと思ったときに一般の人が普通に見るであろう、賃貸であるとか不動産情報の、具体的な名前は出しませんが、いろいろなサイトとかにおいて、検索条件の中に環境性能が入ってくるという、それを義務づけを通じてしかできないかどうかというのは議論の余地はあるかと思っているんですけども、そこまで行くことによって初めて、一般の人が本当に普通に選べる。一般の人が普通に選べるようになると、環境NGOもキャンペーンとかができるので、そういうふうにはできるというところまでをぜひ目指していただきたいなど。そのときに選ぶべきものが星のマークの数なのか、それとも断熱の等級なのか、G3なのか、その辺はいろいろ議論はあると思いますが、とにかくそういう情報が間取りとか木造なのか何なのかとかという情報と並列で選ぶべき基準に入ってくるというのが、そして情報として提供されているという状況をつくり出すというのをぜひ目指していただければと思います。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。

私、一言発言させていただければと思うんですけども、これまで委員が具体的な点について御示唆、御意見いただいた点、これは繰り返さないようにしようと思います。

私のほうで、大きな観点で、といっても若干細かな点もあるんですが、大きな観点で2点申し上げたいと思っております。

1つ、山岸委員が最初におっしゃった点でもあり、それから実は事務局の資料の中でもかなり丁寧に書いてくださっていると思うんですけども、2050年、本当にネットゼロ、カーボンニュートラルを実現できる、そういう道筋に乗っているのかというのが非常に重要な判断基準だと思っております。

この点でいくと、私は、住宅建築物について、事務局はきちんと整理してくださっているんですが、新築と既築と分けて措置を議論するということは大事ではないかと思っております。というのは、前回申し上げましたけれども、既築対策をするというのは非常に大変です。そういう意味で、今建つものをしっかりゼロエミッションにしていくということを間違いないで、できるだけ早く、遅くとも2030年までにこれをやるということをしっかり、これは事務局の提案に入っていますけれども、改めてきちんとこれを確認をする必要があるんじゃないかと思っております。

そうやって考えてみると、もちろん都市や大都市域の難しさはあるわけですけども、竹村委員がZEB・ZEHの意味合いというのは単にエネルギーだけの話ではない、脱炭素だけではない価値というのがあると、非常に適切に御紹介いただいたと思います。

そういう意味では、東京都域の難しさはあるにしても、住宅建築物をうまく使って自家消費、自分たちの地域でエネルギーを供給し、消費していく、あるいは自分たちの地域でエネルギーを作って消費をしていくということをどれだけうまく工夫して増やせるかということが非常に大事だと思います。そういう意味で、今ある都域内の再エネ資源を使うというのはもちろんそうですが、何人もの委員の先生おっしゃっていましたが、改めてエネルギー

一効率の改善というのを本当にしっかり腹を据えてやる。できるだけ使うエネルギーを小さくする。その意味でも、ZEB・ZEHというのはとっても重要だと思います。

2つ目に行く前に、細かな点で今に関わって、都域あるいは自家消費型を進めるのに、先ほどどなたか御質問になって事務局からお答えいただいたんですが、モビリティの電動化との促進と併せてやるというのをかなり明確に出していただいたほうがいいんじゃないかと。図に書いてあるのは理解しているんですけども。むしろ東京都さんも、モビリティの電動化あるいは脱ガソリン化というんでしょうか、を考えていらっしゃると思いますし、今、自動車メーカーさんもかなり力を入れてその点を打ち出していると思います。これは再生可能エネルギーがたくさん入っていたときの調整力としても非常に貴重で、そういう意味で、全体としてのコストを下げるという意味でも、蓄電池等のモビリティの電動化との連携施策というのをぜひ打ち出していただけないかと思います。すみません、これは若干、今のは次元が小さな話なんですけれども。

大きな点で2点目というのは、今申し上げた、特に新築に関しては遅くても2030年までにゼロエミッションの住宅建築物というのを明確に目標に掲げて、あらゆる措置をそのために動員をしていただきたいと思います。

何人かの先生方から具体的な措置、東京都の排出量取引制度も含めてございましたが、今日、都市整備局さん、あるいは住宅政策本部さんも御説明をいただいて本当にありがたかったです。環境局だけでなく、住宅政策に携わっている都の局も含めて、あらゆる施策をそのために動員をしていただけませんか。これは住宅政策審議会の中でも目標として、住宅マスタープランの方向性の中で目標2にゼロエミッション化と掲げてくださっているのは大変ありがたいと思うんですが、先ほど竹村委員からの御指摘もあったように、これはゼロエミッション化だけでなく、ほかの目標達成にも大きく資するという意味で、今後のマスタープランの中で大きな重点を置いて取り組んでいただきたいと要望いたします。



具体的なところでもう一つ申し上げますと、資料2-1で御紹介していただいている容積緩和の条件についても、そういう意味では、この議論の、あるいは住宅マスタープランの議論の文脈の中で、環境性能あるいは質の高い住環境の形成の基準として、現在の容積緩和の条件が適切かという議論はぜひしていただきたいと希望いたします。

これまで支援も含めていろいろ工夫してやったださっていると思うんですけども、この間、数年見ていて、支援だけではなかなか全てをゼロエミッション化するとならないというのを感じていまして、ナショナルミニマムじゃないですけども、東京として本当によい住環境、よい都市ストックをつくるための東京ミニマムの基準というのをしっかり位置づけて、どういう形で実現するかというところは知恵を出したいと思っておりますけれども、その実現のためにあらゆる部局、あらゆる政策を動員していただきたいと思っております。東京の都市格を上げる非常に重要な役割を持っていらっしゃると思っております。すみません、ちょっと長くなりました。

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

すみません、時間が過ぎようとして申し訳ございません。事務局にお戻しいたします。今出た御質問、御意見にお答えいただければと思います。

○古舘環境都市づくり課長 環境都市づくり課長、古舘のほうから回答させていただきます。

まず、可知委員のほうから、すみません、チャットのほうにも御質問をいただいております。申し訳ありません。建築物環境計画書制度において、緑においてCO2の吸収源として評価しているのかどうかという問いですけども、その点については、同計画書制度の中では評価等はしておりません。

それと関連して、生態系についてはどう評価しているのかという御質問をいただいております。生態系については、緑の連続性とそれによる希少動物の生体系などへの影響についてはCASBEEの制度に合わせて評価しているというのが現状でございます。

2点目が、山岸委員から御質問いただきました、マンション環境性能表示についてでございます。

マンション環境性能表示については、資料の17ページに計画書制度の実績として、1つ目の丸の2番目の米印、性能制度表示の普及によって、環境性能をより意識した開発を行う建築主が増加したという一定の成果も見られるんですけども、先生のおっしゃるとおり、住宅を購入する都民の方、要は消費者の方がこういう制度を知ることが一般化できるように今後努力していきたいと思っております。ラベル表示の義務化とともに、国のほうで光熱水費の表示を働きかけているという現状もございますので、それについても応援していきたいと思っております。

回答については以上になります。

○三浦環境政策課長 最後に、私から事務局として申し上げたいと思います。

たくさんの先生から御意見もいただきましたし、高村先生からも最後に大きな考え方として御意見をいただきました。

私ども、今日、たくさん建築物に関する制度ですとか支援策の在り方について、実績ですとか今後の方向性についてお示ししながら御議論いただいたところでございます。私ども、2030年にカーボンハーフ、2050年にゼロエミッションという、新しい、非常に野心的な方向性を出したところでございますので、これに整合するそれぞれの制度の在り方について、今後も検討、議論を深めていって、きちんとしたロードマップを描けるようにやっていきたいと考えております。本日は大変貴重な御議論ありがとうございました。

○高村部会長 ありがとうございました。

委員の先生方から、ほかに全体を通してどうしてもこれはという御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

こちらは改めてといいますか、引き続き議論をしていくということでございますので、今日いただいた議論を踏まえて事務局でさらに検討いただきたいと思います。

もし御意見がないようでしたら、本日の議事は以上で終了としたいと思いますので、ロジスティックの点でしょうか、事務局に引き継ぎをしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○三浦環境政策課長 本日も長時間にわたる御審議ありがとうございました。

最後に、今後のスケジュールについて御説明をいたします。

これまで、5月の諮問以来、議論を重ねてまいりましたけれども、年内に、こちらに記載のとおり、ゼロエミッション分野に係る議論、これまでもお話では出てきている部分ではありますが、ZEV・水素エネルギー、資源循環、フロン、適応策等の議論を進めてまいりたいと考えております。年明けにその他の分野についても議論していただき、年度明け、4月以降に中間のまとめをいただきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

次回の審議会は10月に開催予定でございます。詳細は改めて御連絡いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして第41回「企画政策部会」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

(午後4時40分閉会)